

政策会議付議事案書 (令和5年1月17日)

提案課名 教育研究所

報告者名 丸野 研二

<p>事案名</p>	<p>旧大根幼稚園跡地の活用について</p>	<p style="text-align: center;">有 資料 無</p>
<p>目的・必要性</p>	<p>教育研究所は、不登校支援や教職員研修を所管する中、特に令和3年度よりGIGAスクール構想の実現に向け、主に運用面で学校を支援し、ICTマイスター制度の導入等により、児童生徒並びに教職員のICT利活用を促進してきました。</p> <p>今後も、重要施策となる教育水準の改善・向上はもとより、教職員の働き方改革の推進に向け、教育分野におけるDX化は重要となっています。</p> <p>また、幼児教育・保育の質の充実に向けては、東海大学児童教育学部等と連携して令和6年度の乳幼児教育・保育支援センター設立にも着手することとしています。</p> <p>さらに、不登校対策については、本町中学校区の教育支援教室「いずみ」、西中学校区の訪問型個別支援教室「つばさ」を運用しているところですが、大根・鶴巻地区においても不登校の数は増加しており、本地域における不登校対策の強化も喫緊の課題となっています。</p> <p>以上のことから、今後、教育研究所の業務の拡大と、それに伴う業務スペースの拡充が必要となることを見込まれます。</p>	
<p>経過・検討結果</p>	<p>1 経過</p> <p>昭和45年 4月 教育研究所設立</p> <p>平成19年 4月 教育研究所長と教育指導課長の兼務体制開始</p> <p>令和 3年 4月 GIGAスクール構想運用開始</p> <p>令和 4年10月 行財政最適化委員会より教育研究所長と教育指導課長の兼務解除内定</p> <p>2 検討結果</p> <p>不登校対策の強化等を含む教育水準の改善・向上並びに乳幼児教育・保育支援センターの設立に向けて、旧大根幼稚園跡地の環境整備を図り、令和5年5月より教育研究所の機能を大根幼稚園の跡地に移すものです。</p>	
<p>決定等を要する事項</p>	<p>1 教育分野におけるデジタル化の推進に必要な環境を整備するため、現在、教育庁舎にある教育研究所を旧大根幼稚園園舎に移設すること。</p> <p>2 乳幼児教育・保育支援センターの準備等、切れ目のない子育て支援の充実に向けて施設を有効活用すること。</p> <p>3 不登校対策の強化を図るために、訪問型個別支援事業「つばさ」を週1～2回程度サテライト施設として運用すること。</p> <p>4 移転後の教育研究所の愛称として“はだのE-Lab (イーラボ)”を使用すること。</p>	

今後の 取扱い	令和5年	1月	政策会議
		1月	教育委員会会議
		1月	予算編成市長査定
		2月	議員連絡会
		3月	3月議会で予算案議決 条例改正
		4月	トイレ等環境整備着手
		5月	秦野市教育研究所（愛称「はだのE-Lab」）開設
		8月	訪問型個別支援事業「つばさ」のサテライト運用開始
		9月	大根鶴巻地区「寺子屋」事業開始
	令和6年	4月	幼児教育支援センター開設

秦野市教育研究所設置条例の一部を改正することについて

秦野市教育研究所設置条例の一部を別紙のとおり改正するものとする。

令和5年2月22日提出

秦野市長 高橋 昌和

提案理由

教育研究所の機能強化に伴い、同研究所の位置を変更するため、改正するものであります。

秦野市教育研究所設置条例の一部を改正する条例

秦野市教育研究所設置条例（昭和45年秦野市条例第1号）の一部を次のように改正する。

第2条の表中の位置を「秦野市桜町一丁目3番2号」から「秦野市南矢名三丁目11番1号」に改める。

附 則

この条例は、令和5年4月1日から施行する。

議案第 号 秦野市教育研究所設置条例の一部を改正する条例案新旧対照表

新	旧								
<p>(名称及び位置)</p> <p>第2条 教育研究所の名称及び位置は、次のとおりとする。</p> <table border="1" data-bbox="181 437 1070 544"> <thead> <tr> <th data-bbox="181 437 577 491">名称</th> <th data-bbox="577 437 1070 491">位置</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="181 491 577 544">(略)</td> <td data-bbox="577 491 1070 544">秦野市桜町一丁目3番2号</td> </tr> </tbody> </table> <p>附 則</p> <p>この条例は、規則で定める日から施行する。</p>	名称	位置	(略)	秦野市桜町一丁目3番2号	<p>(名称及び位置)</p> <p>第2条 教育研究所の名称及び位置は、次のとおりとする。</p> <table border="1" data-bbox="1160 437 2049 544"> <thead> <tr> <th data-bbox="1160 437 1556 491">名称</th> <th data-bbox="1556 437 2049 491">位置</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="1160 491 1556 544">(略)</td> <td data-bbox="1556 491 2049 544">秦野市南矢名三丁目11番1号</td> </tr> </tbody> </table>	名称	位置	(略)	秦野市南矢名三丁目11番1号
名称	位置								
(略)	秦野市桜町一丁目3番2号								
名称	位置								
(略)	秦野市南矢名三丁目11番1号								